

# 看護職員の負担軽減及び処遇の改善計画

## 1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

(1) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者

看護部長 宮川真弓

(2) 看護職員の勤務状況の管理

勤務時間・週平均37.5時間以内

・連続勤務5日以内

・勤務状況、有給取得率、時間外業務の把握、指導

夜勤勤務・夜勤明けの翌日は原則休み

・夜勤平均回数5回以内/月

(3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議

教育業務改善委員会（1回/月） 管理会議

(4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

計画の策定、年に1回の見直し、職員への周知（院内に掲示）

(5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開

院内掲示 ホームページ上の公開

## 2. 看護職員の負担軽減及び処遇のための取り組み及び計画

(1) 勤務環境・処遇の改善

項目	取り組み		
妊娠、子育て中の職員への配慮	・グループ内保育園の利用料負担 ・子の看護休暇制度（有給）	・夜勤免除、削減 勤務形態について個別相談・対応	
要介護状態の家族を介護する職員への配慮	・介護休暇制度	勤務形態について個別相談・対応	
配慮した勤務表作成	・夜勤明けの翌日は原則休み ・希望休の配慮	・原則連続勤務5日までとする ・バースデイ休暇の取得	・月平均10～11日休暇
有給取得の促進	・5日/年の取得	・時間年休取得可	
看護職員の適正配置	・看護職員の積極的な募集活動 ・様式9による人員配置基準 ・各病棟にクラーク1名配置	採用活動	
ICT活用推進	・インカムによる連絡体制		
メンタルサポート	・1回/年 ストレスチェック	・採用後2週間以内の面接	
看護補助者活躍推進への取り組み	・「看護補助者活用のための看護管理者研修」看護師長参加 研修受講終了後、看護職員の研修予定		

(2) 看護職員と多職種との業務分担

項目	取り組み
病棟内環境整備	・病棟内清掃業務を一部業者委託し業務軽減
洗濯物取り扱い	・患者の社会背景に応じて院内業務委託し業務軽減
患者の移送・移動	・担当看護師の指示のもと状態が安定している、軽介助での移動が可能な患者の 移動・移送については看護補助者が行う
身体の清潔ケア 日常生活援助	・看護補助者は看護師の指示のもとで実施

(3) 看護職員と多職種との業務分担 各部門別

部署	項目	取り組み
歯科	病棟の口腔ケアの支援	歯科衛生士による口腔ケア、及び口腔処置
	摂食嚥下支援	摂食嚥下評価に基づく嚥下訓練の実施
	嚥下内視鏡検査サポート	VE 検査時の補助、検査後の機械消毒・洗浄
リハビリテーション科	適切な病棟生活の支援	日常生活動作の評価及び提案
	介入時間の掲示	日々の介入時間を病棟側に掲示する
	ポジショニングの支援	臥床時、食事時のポジショニング提案
放射線	撮影後のフィルム、CT読影結果等を各病棟へ持参	
薬局	薬剤管理	病棟配置薬等の一部管理業務（救急カート含む）
	持参薬管理	持参薬の確認、整理
事務	医事システムの管理	カルテ等の監査業務
	医療器材・医療材料の管理	医療器材・医療材料の管理（発注・補充）
地域連携室	転院・紹介入院の調整 MSWと協働での入退院支援及び業務分担	

(4) 職員が新興感染症に対する処遇

項目	取り組み
職員が新興感染症に罹患した場合	・有給休暇の残日数により特休付与